

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業所の概要

法人名	標津町
所在地	標津町北1条西5丁目6番1
代表者	標津町長 山口 将 悟
事業所名	標津町地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）
管理者	加 瀬 久 子
連絡先	電話 0153-82-1588 ファックス 0153-82-1530
営業日	月曜日～金曜日（土日祝日、12月31日～1月5日までは除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供地域	標津町内
事業所指定番号	0104200043

2. 職員の職種、人数及び職務内容

職種	人数	職務内容
管理者（主任介護支援専門員）	1名	職員の管理、業務の実施状況の把握やその他の管理を一元的に行うとともに、従業者に業務運営に必要な指揮をとる。
保健師	1名	利用者および家族の相談に応じ、適切な介護予防支援・介護予防サービス・支援計画を作成。また、サービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整等を行う。
社会福祉士	2名	
その他の職員	1名	事業所の運営に必要な事務

3. 事業の目的及び運営の方針

（1）事業目的

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門職員が要支援状態にある者に対し、適切な介護予防サービス等を提供することを目的とします。

（2）運営方針

- ① 利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ② 利用者の心身の状況、そのおかれている生活環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様なサービス事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の介護予防サービス事業者等に偏することのないよう、公正中立な業務の運営に努めるものとします。
- ④ 感染症の予防及びびまん防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。
- ⑤ 感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要最低限の資源で業務が継続できる

ように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的実施します。感染症や自然災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

- ⑥ 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施、担当者を置くなどの必要な措置を講じます。
- ⑦ サービス提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。
- ⑧ 職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するため、指針の整備、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む）、研修の実施等必要な措置を講じます。

4. 介護予防支援サービス等の提供方法及び内容等

- (1) 相談体制：事業所内に相談室を設け、利用者からの相談に適切に対応します。
- (2) 介護予防サービス・支援計画書（以下、「ケアプラン」という。）を作成します。
- (3) アプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介します。又当該事業所をケアプランに位置づけた理由を説明します。
- (4) サービス担当者会議等でケアプラン原案に対し、専門的な見地から意見を求めるためケアプラン原案に位置付けたサービス事業者等の担当者への照会、又は招集して行なうサービス担当者会議を開催します。
- (5) 居宅訪問：ケアプラン作成にあたり、利用者のおかれている生活環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行ないます。
また、ケアプラン作成後においても、ケアプランの実施状況（モニタリング）等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行ないます。
モニタリングのための居宅訪問は、少なくとも3か月に1回行います。その他評価期間が終了する月、利用者の状況に著しい変化があった時等も居宅訪問をします。
- (6) その他利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうために、必要と認められるサービスの提供を行ないます。

5. 利用料

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用料は下表のとおりです。
原則、利用者の負担はありません。

区分	単価
介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント	4, 420円(1カ月あたり)
初回加算 委託連携加算	3, 000円

6. 相談及び苦情窓口

当事業所に対する相談や苦情等は、以下の窓口となります。

- 標津町地域包括支援センター（保健福祉センター内） ☎0153-82-1588
- 標津町保健福祉センター 介護保険担当 ☎0153-82-1515
- 北海道国民健康保険団体連合会 総務課 介護保険担当 ☎011-231-5161

7. 事故発生時の対応

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供するうえで事故が発生した場合は、速

やかに町、事業所および家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。さらに、利用者の主治医または医療機関への連絡を行い、その指示に従います。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意（個人情報使用同意書）を得ない限り、利用者および家族の個人情報を用いません。

9. 業務の委託

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を、居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託事業者は、委託業務の実施に当たって、当事業所と同様、契約書第10条および重要事項説明書8に定める守秘義務を守ります。

業務委託先は「標津病院居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業所）」

10. その他事項

- (1) 専門職員に研修の機会を設け資質の向上を図ります。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

事業者（乙）は、利用者（甲）に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる締結にあたり、（甲）（丁）に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

説明者 （乙） 標津町地域包括支援センター

専門職員 _____

私（甲）は、本書面により、事業者（乙）から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、重要事項の説明を受けました。

（甲） 利用者 氏名 _____

（丁） 親族又は立会人 氏名 _____